

2019年9月26日

# Japan tax alert

EY税理士法人

## メキシコ、デジタルサービスに係るVAT法案を連邦議会上院に提出

### EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

2019年9月5日、メキシコに恒久的施設を有さない非居住者がメキシコに所在する顧客に提供するデジタルサービスに付加価値税(VAT)を課すため、付加価値税法および連邦財政法(Federal Fiscal Code)を改正する法案がメキシコ連邦議会上院に提出されました。かかる非居住者は、VATを直接支払う、または付加価値税法が規定する源泉徴収制度の対象となるかを選択する権利があります。

現時点の法案では、メキシコに恒久的施設を有さない非居住者が、メキシコの納税者番号なしで直接VATを支払う方法に関する追加の詳細は示されていません。しかし、法案の規定では、サービスの支払いが事前に行われる金融機関およびその他の人が、顧客の代わりにVATを源泉徴収する義務を負うとされています。さらに法案には、サービスの支払いが行われる金融機関およびその他の人が未納税額に対して共同で責任を負うことを、連邦財政法で改正提案します。

法案が成立するには、議会承認を経て公布される必要があり、法案成立後は、改正を実施するための規則がメキシコ税務当局によって発表されます。

当該法案は、2019年9月8日にメキシコ連邦行政府が議会に提出した2020年の経済パッケージ改正案とは無関係です。経済パッケージ改正案には、デジタルプラットフォームに関連する変更も含まれています。2020年の経済パッケージ改正案に関する詳細については、別のタックスアラートでお知らせいたします。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

#### **Ernst & Young LLP (United States), Latin American Business Center, New York**

- ▶ Ana Mingramm ana.mingramm@ey.com
- ▶ Enrique Perez Grovas enrique.perezgrovas@ey.com
- ▶ Jose Manuel Ramirez jose.manuel.ramirez@ey.com
- ▶ Pablo Wejcman pablo.wejcman@ey.com

#### **Ernst & Young LLP (United States), Latin American Business Center, Chicago**

- ▶ Alejandra Sanchez alejandra.sanchez@ey.com

#### **Ernst & Young LLP (United States), Latin American Business Center, Miami**

- ▶ Terri Grosselin terri.grosselin@ey.com

#### **Ernst & Young, LLP (United States), Latin America Business Center, San Diego**

- ▶ Ernesto Ocampo ernesto.ocampo@ey.com
- ▶ Elias Adam elias.adambitar@ey.com

#### **Ernst & Young LLP (United States), Latin America Business Center, Houston**

- ▶ Francisco Noguez javier.noguez@ey.com

#### **Ernst & Young LLP (United States), Latin American Business Center, Los Angeles**

- ▶ Tak Morimoto tak.morimoto@ey.com

#### **Ernst & Young LLP (United Kingdom), Latin American Business Center, London**

- ▶ Jose Padilla jpadilla@uk.ey.com
- ▶ Lourdes Libreros lourdes.libreros@uk.ey.com

#### **Ernst & Young Tax Co., Latin American Business Center, Japan & Asia Pacific**

- ▶ Raul Moreno, Tokyo raul.moreno@jp.ey.com
- ▶ Joe Kledis, Tokyo joe.kledis@jp.ey.com
- ▶ Luis Coronado, Singapore luis.coronado@sg.ey.com

#### **メールマガジンのお知らせと登録方法**

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

#### **EY税理士法人**

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

#### **EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory**

#### **EYについて**

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](http://ey.com/privacy) をご確認ください。EYについて詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

#### **EY税理士法人について**

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20190926

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)